

平成 20 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社ガーラ  
代表者名 代表取締役社長 廣末 紀之  
(コード番号 4777 大証ヘラクレス)  
問合せ先 取締役 財務統括部長 藤田 公司  
(TEL 03-5778-0321(代表))

## 第三者割当増資による新株式及び第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びに連結子会社の株式持分の異動に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 3 月 31 日開催の当社取締役会において、現物出資に基づく第三者割当増資による新株式及び転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

併せて、現物出資により取得する当社連結子会社の株式を新たに取得することになり、当社持分が変動いたしますので、お知らせいたします。

### 記

#### I. 第三者割当増資による新株式の発行

##### 1. 第三者割当により発行される株式の募集の目的

当社ならびに当社グループは、「世界 No. 1 のグローバル・オンライン・コミュニティ・カンパニー」を目指し、平成 17 年 3 月期に開始したオンラインゲーム事業の世界展開を進め、事業拡大ならびに企業価値増大に努めてまいりました。

このような状況の中で、当社の米国連結子会社 GALA-NET, INC.、欧州連結子会社 GALA NETWORKS EUROPE LTD. (GALA-NET, INC の 100%子会社) では、オンラインゲーム・ポータルサイト「gPotato (ジーポテト)」の運営が順調に推移し、米国において平成 18 年 3 月末時点で 34 万人であった会員数が平成 20 年 1 月に 300 万人を突破し、業績も順調に拡大してまいりました。

当社グループは、今後も飛躍的な拡大が見込まれる欧米のオンラインゲーム市場におけるゲームの提供数の拡大、欧米以外の提供地域の拡大の両面から、更なる事業拡大と「gPotato」や「GALA」ブランドの更なる浸透を目指しており、そのためには、韓国や中国等の外部開発会社からのオンラインゲームのライセンス調達や在外連結子会社の体制整備を図り、グローバルな事業展開を推進する必要があると考えております。

当社グループが展開するオンラインゲーム事業戦略において、最大のパブリッシャーである米国連結子会社 GALA-NET, INC. 及びデベロッパーである韓国連結子会社 NFLAVOR CORP. を完全子会社化又は持株比率の引上げを実施することで、当社グループの収益効率化やパブリッシング及び開発機能の効率化を高めグループ全体でのオンラインゲーム事業のサービス提供体制を強化していく所存であります。

当社は、GALA-NET, INC. の全株主（当社を除く）及び NFLAVOR CORP. の一部株主に対し、第三者割当により新株式及び転換社債型新株予約権付社債を割当て、GALA-NET, INC. の全株主（当社を除く）及び NFLAVOR CORP. の一部株主は、その対価として、GALA-NET, INC. 及び NFLAVOR CORP. の株式を現物出資いたします。これにより、当社は、GALA-NET, INC. を完全子会社化し、NFLAVOR CORP. の出資比率を引上ることといたしました。

## 2. 調達する資金の額及び使途

### (1) 調達する資金の額

第三者割当による発行される新株式の募集により、GALA-NET, INC. の普通株式 55,002,000 株（発行済株式総数に占める割合 42.80%）及びNFLAVOR CORP. 普通株主 39,600 株（発行済株式総数に占める割合 39.39%）の現物出資を受けますので、現金の払込はありません。

### (2) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社グループの今後の経営戦略として、事業展開する地域の拡大と、一地域でのサービス拡大との両面からグローバルなビジネスを展開する予定であります。

これを実現するために、当社グループで開発したオンラインゲームのライセンス提供を世界各国に進めるほか、一地域において提供するオンラインゲーム数についても増加する必要があります。従いまして、当社グループ外部で開発された有望なオンラインゲームの提供ライセンスを適時に取得し、ビジネス機会の損失を起ささないようにし、グループ全体でのオンラインゲーム事業のサービス提供体制の強化が必要と考えております。

この度の現物出資による第三者割当増資は、対象子会社の普通株式を対価として、完全子会社化及び出資比率を増加するものであります。完全子会社および出資比率を引上ることにより当社グループの展開するオンラインゲーム事業戦略において、運営力及び開発力を強化し、企業価値を増大させるものと考えております。

## 3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

決 算 期	平成 17 年 3 月 期	平成 18 年 3 月 期	平成 19 年 3 月 期
売 上 高	601	599	1,682
営 業 利 益	△9	△87	△97
経 常 利 益	△13	△127	△192
当 期 純 利 益	0	71	△299
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	95.14	1,032.62	△4,736.92
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	—	—	—
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	62,865.32	25,360.03	25,739.60

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	70,357.3 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	20,000 株	28.4%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	20,000 株	28.4%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

### (3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

#### ・新株式

発 行 期 日	平成 20 年 4 月 30 日
調 達 資 金 の 額	株式の現物出資により給付されるため、該当事項はございません。

募集時における発行済株式数	70,357.3株
当該増資による発行株式数	25,736株
募集後における発行済株式総数	96,093.3株
割 当 先	「7.(1)割当先の概要」を参照

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・有償・第三者割当

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成20年 3月 3日	163,555,000円	1,372,733,979円	有償・第三者割当
平成19年10月15日	94,320,000円	1,290,956,479円	有償・第三者割当
平成17年 7月 21日	50,240,000円	674,731,540円	有償・第三者割当

・株式会社ガーラ第1回新株予約権（第三者割当て）

発行期日	平成19年10月15日
調達資金の額	1,151,500,000円
募集時点における発行済株式数	64,857.3株
募集時における潜在株式数	当初の行使価額（57,640円）における潜在株式数：20,000株 行使価額上限値はありません。 行使価額下限値は現時点で未定ですが、行使価額下限値においても、潜在株式数は20,000株です。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額（8,700,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（1,152,800,000円）を合算した金額から発行諸費用の概算額（10,000,000円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

・第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（MSCB等）

発行期日	平成18年1月12日
調達資金の額	1,000,000,000円
募集時点における発行済株式数	55,070株
募集時における潜在株式数	当初の転換価額（218,000円）における潜在株式数：4,587.1株 転換価額上限値（436,000円）における潜在株式数：2,293.5株 転換価額下限値（109,000円）における潜在株式数：9,174.3株
現時点における転換状況（行使状況）	転換済株式数（行使済株式数）：7,867.3株 （残高 ー円，転換価額（行使価額） 120,000～218,000円）
当初の資金用途	オンラインゲーム事業におけるM&A及び資本提携の資金に充当。

支出予定時期	平成18年2月15日他
現時点における 充 当 状 況	オンラインゲーム事業におけるM&A及び資本提携等の投資資金。

(5) 最近の株価の状況

平成17年3月期末 (平成17年3月31日終値)	530,000円
平成18年3月期末 (平成18年3月31日終値)	137,000円
平成19年3月期末 (平成19年3月30日終値)	121,000円
直近3か月の終値平均 (平成19年12月31日～平成20年3月30日)	43,443円

(注) 平成17年11月18日付をもって、1株を5株に株式分割しております。

4. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成19年9月30日現在)		募集後 (潜在株式未反映)	
菊川暁	41.30%	菊川暁	49.41%
株式会社ベクター	4.97%	株式会社ベクター	3.64%
宗教法人宗三寺	3.15%	宗教法人宗三寺	2.31%
川手広樹	2.21%	Seung Hyun Park	2.90%
高田隆右	1.99%	Kwang Yeol Kim	2.28%
バンクオブニューヨークジ ーシーエムクライ	1.81%	川手広樹	1.62%
菊川匡	1.71%	Jikhan Jung	1.47%
株式会社電通	1.12%	高田隆右	1.46%
大阪証券金融株式会社	0.93%	バンクオブニューヨークジ ーシーエムクライ	1.33%
岡野健二	0.76%	菊川匡	1.25%

(注) 募集後の持株比率の算定にあたって、当社の発行済株式総数、平成20年3月3日に第三者割当増資により取得した株式会社ベクター及び今回の増資割当先以外の株主の保有株式数につきましては、平成19年9月30日現在の数値に基づいて計算しております。

5. 業績への影響の見通し

当社は、当社グループのオンラインゲーム事業における、新規オンラインゲームのサービス開始や、海外での新規地域での事業展開における業績予想が極めて困難であることから、業績予想の公表を差し控えさせていただいております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

本増資の現物出資における算定に係る取締役会決議日の直前5営業日(平成20年3月24日(月)から平成20年3月28日(金)まで)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値平均値38,250円に0.94を乗じた額(千円未満切捨て)と算定いたしました。これは、当社を取り巻く事業環境、最近の業績や資本充実の必要性を踏まえ、割当先との協議の結果、決定いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当増資は、株式の募集の目的に記載したとおり、更なる当社の企業価値の増大を目的としているため、対象子会社の当社を除いた各株主に対する第三者割当増資の方法が最良であると判断いたしました。今回発行する本募集株式は、発行済株式総数の26.78%にあたり、結果として既存株式の希薄化が生じますが、今回の第三者割当増資によりグループ全体でのオンラインゲーム事業のサービス提供体制を強化していくことで、企業価値を増大に努めてまいります。

(3) 出資の目的たる財産の価格の算定方法

今回の新株式発行は、対象子会社の普通株式による現物出資となりますが、会社法第207条第9項4号の定めにより、第三者の専門家により本現物出資の評価を行った結果、その財産評価は、GALA-NET, INC. 普通株式は0.16米ドル、NFLAVOR CORP. 普通株式は5,228韓国ウォンと算定されました。具体的には、GALA-NET, INC. 普通株式は、類似批准方式、NFLAVOR CORP. 普通株式は、株価純資産方式を用いて算定が行われております。

7. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

氏名又は名称	菊川 暁		
割当株式数	18,423株		
出資の目的たる財産の内容	GALA-NET, INC. 普通株式 (1株あたり価額 0.16米ドル) 40,300,000株、644,800,000円		
当社との関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数	29,058株
	取引関係等		該当事項はありません
	設備の賃貸借関係		該当事項はありません
	役員の兼務関係		当社の代表取締役会長であります

氏名又は名称	Jikhan Jung		
割当株式数	1,409株		
出資の目的たる財産の内容	GALA-NET, INC. 普通株式 (1株あたり価額 0.16米ドル) 3,082,000株、49,312,000円		
当社との関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係等		該当事項はありません
	設備の賃貸借関係		該当事項はありません
	役員の兼務関係		GALA-NET, INC. (当社連結子会社)のCEOであります

氏名又は名称		Kwang Yeol Kim	
割当株式数		2,194 株	
出資の目的たる財産の内容		GALA-NET, INC. 普通株式 (1 株あたり価額 0.16 米国ドル) 4,800,000 株、76,800,000 円	
当社との 関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係等		該当事項はありません
	設備の賃貸借関係		該当事項はありません
	役員の兼務関係		AEONSOFT, INC. (当社完全子会社)のCEOであります

氏名又は名称		In Whan Nam	
割当株式数		146 株	
出資の目的たる財産の内容		GALA-NET, INC. 普通株式 (1 株あたり価額 0.16 米国ドル) 320,000 株、5,120,000 円	
当社との 関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係等		該当事項はありません
	設備の賃貸借関係		該当事項はありません
	役員の兼務関係		AEONSOFT, INC. (当社完全子会社)のCOOであります

氏名又は名称		Dong Jae Lee	
割当株式数		110 株	
出資の目的たる財産の内容		GALA-NET, INC. 普通株式(1株あたり価額0.16米国ドル)240,000 株、3,850,000 円	
当社との 関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係等		該当事項はありません
	設備の賃貸借関係		該当事項はありません
	役員の兼務関係		AEONSOFT, INC. (当社完全子会社)のCFOであります

氏名又は名称		Sung Soo Chung	
割当株式数		73 株	
出資の目的たる財産の内容		GALA-NET, INC. 普通株式 (1 株あたり価額 0.16 米国ドル) 160,000 株、2,560,000 円	

当社との関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係等		該当事項はありません
	設備の賃貸借関係		該当事項はありません
	役員の兼務関係		AEONSOFT, INC. (当社完全子会社)の Producer であります

氏名又は名称		Seung-Hyun Park	
割当株式数		2,786 株	
出資の目的たる財産の内容		GALA-NET, INC. 普通株式 (1 株あたり価額 0.16 米国ドル) 4,800,000 株、76,800,000 円 NFLAVOR CORP. 普通株式(1株あたり価額5,228 韓国ウォン)39,600 株、 20,702,000 円	
当社との関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係等		該当事項はありません
	設備の賃貸借関係		該当事項はありません
	役員の兼務関係		NFLAVOR CORP. (当社連結子会社)の CEO であります

氏名又は名称		Ki-Hyun Kang	
割当株式数		366 株	
出資の目的たる財産の内容		GALA-NET, INC. 普通株式 (1 株あたり価額 0.16 米国ドル) 800,000 株、12,800,000 円	
当社との関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係等		該当事項はありません
	設備の賃貸借関係		該当事項はありません
	役員の兼務関係		NFLAVOR CORP. (当社連結子会社)の Director であります

氏名又は名称		Hyun Hur	
割当株式数		137 株	
出資の目的たる財産の内容		GALA-NET, INC. 普通株式(1株あたり価額0.16 米国ドル)300,000 株、3,840,000 円	
当社との関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係等		該当事項はありません
	設備の賃貸借関係		該当事項はありません

	役員の兼務関係	GALA NETWORKS EUROPE LTD.（当社連結子会社である GALA-NET, INC. の完全子会社）の CEO であります
--	---------	--

氏名又は名称		藤田 公司	
割当株式数		46 株	
出資の目的たる財産の内容		GALA-NET, INC. 普通株式(1株あたり価額0.16米ドル)100,000株、1,600,000円	
当社との関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係等		該当事項はありません
	設備の賃貸借関係		該当事項はありません
	役員の兼務関係		当社の取締役であります

氏名又は名称		廣末 紀之	
割当株式数		46 株	
出資の目的たる財産の内容		GALA-NET, INC. 普通株式(1株あたり価額0.16米ドル)100,000株、1,600,000円	
当社との関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数	100 株
	取引関係等		該当事項はありません
	設備の賃貸借関係		該当事項はありません
	役員の兼務関係		当社の代表取締役社長であります

## (2) 割当先を選定した理由

当社グループの展開するオンラインゲーム事業戦略において、運営力及び開発力を強化オンラインゲーム事業のグローバル展開に向けたグループ強化のため、対象子会社の株主を割当先として現物出資による第三者割当増資を行うことといたしました。

## (3) 割当先の保有方針

当社と割当先との間において、本第三者割当てにより割当てられる新株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。ただし、割当先からは、割当新株式発行日より2年間において、当該割当新株式の全部又は一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告する旨の確約を依頼する予定です。

(発行要領)

1. 募集株式の種類及び数	当社普通株式	25,736株
2. 払込金額	1株につき	35,000円
3. 払込金額の総額		900,760,000円
4. 増加する資本金及び 資本準備金の額	増加する資本金の額	1株につき 17,500円
	増加する資本準備金の額	1株につき 17,500円
5. 申込日		平成20年4月28日(月)
6. 払込期日		平成20年4月30日(水)
7. 割当先及び割当株式数	※「7.(1)割当先の概要」に記載	
8. 払込取扱場所	株式会社ガーラ 総務統括部	
9. 新株券交付日		平成20年4月30日(水)
10. その他		

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他上記新株の発行に関し必要な事項は、取締役会において決定する。

(注) 発行価額の決定方法 新株式の発行価額は、新株式を決議した取締役会決議日の直前5営業日(平成20年3月24日(月)から平成20年3月28日(金)まで)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値平均値38,250円に0.94を乗じた額(千円未満切捨て)と算定いたしました。平成20年3月21日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(千円未満切捨て)とする。

## II. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

### 1. 発行目的

1. 当社は、GALA-NET, INC.の全株主(当社を除く)及びNFLAVOR CORP.の一部株主に対し、転換社債型新株予約権付社債を割当て、GALA-NET, INC.の全株主(当社を除く)及びNFLAVOR CORP.の一部株主は、その対価として、GALA-NET, INC.及びNFLAVOR CORP.の株式を現物出資いたします。これにより、当社は、第三者割当増資の現物出資分と併せてGALA-NET, INC.を完全子会社化し、NFLAVOR CORP.の出資比率を引上ることといたしました。

### 2. 発行要領

#### 1. 募集社債の名称

株式会社ガーラ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

#### 2. 募集社債の総額

金73,955,000円

#### 3. 各募集社債の金額

金35,000円の1種

#### 4. 新株予約権付社債券の不発行

本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。

5. 利率

本社債には利息を付さない。

6. 各募集社債の払込金額

金 73,955,000 円（額面 100 円につき金 100 円）。ただし、本新株予約権と引換に金銭の払込は要しない。

7. 償還価額

額面 100 円につき金 100 円

8. 申込期日

平成 20 年 4 月 30 日

9. 払込期日及び発行日

平成 20 年 4 月 30 日

10. 募集の方法

第三者割当（現物出資）の方法により割当てる。

11. 物上担保・保証の有無

本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、又、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

12. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

13. 償還の方法及び期限

- (1) 本社債は、平成 20 年 9 月 30 日にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。
- (2) 当社は、第 14 項第 (8) 号①但書きの場合には、同但書きに定める差額で、行使請求する本新株予約権に係る本社債を償還する。また、第 14 項第 (10) 号②（v）に定める 1 株未満の端数が生じた場合は、調整前転換価額から調整後転換価額を減じた額に調整前転換価額により同（v）に定める期間内に交付された株式数を乗じた額から同（v）の規定に従い交付する株式数に調整後転換価額を乗じた額を差引いた額を、行使請求する本新株予約権に係る本社債の償還金として、追加で支払う。
- (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (4) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。

14. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数  
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 2,113 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換にする金銭の払込の要否  
払込を要しない。
- (3) 本新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）  
平成 20 年 4 月 30 日。ただし、各本社債の払込金額が第 9 項に定める払込期日に当社に払込まれ

ることを割当の条件とする。

(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権を行使すること（以下「行使」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使された本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(8)号②記載の転換価額（ただし、本項第(10)号によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときは、第13項第(2)号の規定に従って現金による精算を行う。

(5) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成20年5月1日から平成20年9月30日までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、①当社が第13項第(4)号により本社債を買入消却する場合には、本社債が消却される時以後、②当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以後、本新株予約権を行使することはできない。本新株予約権は、会社法第287条の定めにより行使することができなくなった時点において消滅する。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 当社による本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

① 本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、第13項第(1)号に定める当該本社債の満期日の償還価額と同額とする。ただし、交付株式数に本項第(8)号②記載の転換価額（ただし、本項第(10)号によって調整された場合は調整後の転換価額）を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の満期日の償還価額を下回る場合には、本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債のうち当該差額部分を除いたものとし、この場合の当該本社債の価額は、当該本社債の満期日の償還価額から当該差額を差し引いた額とする。

② 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初35,000円とする。なお、転換価額は本項第(10)号によって調整されることがある。

(9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 転換価額の調整

① 当社は、次に定めるとおり、本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。

(i) 本新株予約権付社債の発行後、本号②(i)乃至(iii)に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(ii) 新株予約権付社債の発行後、本号②(iv)に掲げる事由に該当する場合は、次に定める算式(上記算式と併せて、以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 - \text{超過配当利回り})$$

② 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 本号③(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、下記(iii)記載の証券(権利)の取得と引換若しくは当該証券(権利)の取得と引換に交付される新株予約権の行使による交付又は下記(iv)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換による交付の場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 本号③(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式、当社普通株式を交付することと引換に取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換に取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換に取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後の転換価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(以下「取得請求権付証券等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換に取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換に取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普

通株式を交付することと引換に取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受け  
ることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で  
取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして) 転換価額調整式を準用して算出  
するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当て  
の効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、株主に割当を受ける権利を与えるための  
基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価の取得請求権付証券  
等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発  
行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社  
普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換に取得される株式  
又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予  
約権を交付することと引換に取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、  
又は当社普通株式を交付することと引換に取得される株式又は取得させることができる株式の  
交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当  
初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして) 本号①(i)に定め  
る転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適  
用する。

(iv) 当社が、当社普通株式の株主に対して特別現金配当(以下に定義する。)を行う場合  
特別現金配当を行う都度、転換価額の調整は行われるものとし、調整後の転換価額は、特別現  
金配当のための基準日の翌日以降、これを適用する。

「特別現金配当」とは、当社の金銭による剰余金の配当であって、その剰余金の配当に係る配  
当利回り(以下に定義する。)に当該剰余金の配当のための基準日が属する当社の事業年度中の  
日を基準日とする当社普通株式の株主に対するそれ以前の金銭による剰余金の配当に係る配  
当利回りを加算した数値が、当該事業年度の直前3事業年度に係る平均配当利回り(以下に定義  
する。)に5%を加算した数値を超える場合における、当該剰余金の配当をいう。

「配当利回り」とは、1株当たりの剰余金の配当額を当該剰余金の配当に係る基準日の当社普通  
株式の時価(本号③(ii)に定めを準用して計算するものとし、当該基準日を基準日として当  
社が株式分割又は株式無償割当てを行う場合は、当該基準日における当社普通株式の時価に株  
式分割又は株式無償割当ての比率を乗じた額)で除した後、100を乗じた数値(百分率による)  
をいう。

「平均配当利回り」とは、特別現金配当に係る基準日の属する当社の事業年度の直前3事業年  
度中の日を基準日とする当社普通株式の株主に対する全ての金銭による剰余金の配当総額の合  
計額を3で除した数値を、当該3事業年度の各取引日の大阪証券取引所(当社普通株式の大阪  
証券取引所への上場が廃止された上で、当社普通株式が他の金融商品取引所に上場される場合  
には、当該他の金融商品取引所(当該他の金融商品取引所が複数の場合には、当社普通株式の  
普通取引の出来高等を考慮して、当社が最も合理的に適切と判断し、本新株予約権付社債の社  
債権者の同意を得た金融商品取引所)における当社普通株式の時価総額の平均値で除した後、  
100を乗じた数値(百分率による)をいう。

(v) 本号② (i) 乃至 (iv) の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号② (i) 乃至 (iv) にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第 (14) 号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときは、第 13 項第 (2) 号の規定に従って現金による精算を行う。

③ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切捨てる。

(ii) 本号① (i) に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本号② (iv) の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の大阪証券取引所（当社普通株式の大阪証券取引所への上場が廃止された上で、当社普通株式が他の金融商品取引所に上場される場合には、当該他の金融商品取引所（当該他の金融商品取引所が複数の場合には、当社普通株式の普通取引の出来高等を考慮して、当社が最も合理的に適切と判断し、本新株予約権付社債の社債権者の同意を得た金融商品取引所））における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切捨てる。

(iii) 本号① (i) に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、本号② (ii) の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割られる当社普通株式数を含まないものとする。

(iv) 本号① (ii) に定める転換価額調整式で使用する超過配当利回りは、特別現金配当に係る配当利回りに当該特別現金配当のための基準日が属する当社の事業年度中の日を基準日とする当社普通株式の株主に対するそれ以前の金銭による剰余金の配当に係る配当利回りを加算した数値から、当該事業年度の直前 3 事業年度に係る平均配当利回り（以下に定義する。）に 5% を加算した数値を減じた数値（百分率による）（ただし、当該特別現金配当のための基準日が属する当社の事業年度中の日を基準日とするそれ以前の特別現金配当に基づき転換価額の調整が行われた場合には、当該特別現金配当に係る配当利回り）を、100 で除した数値とする。

④ 本号②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(11) 本項第(10)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(10)号②(v)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(12) 新株予約権の行使の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、第21項に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。

① 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書(以下「新株予約権行使請求書」という。)に、行使しようとする本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容及び数並びにこれを行行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

② 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(13) 新株予約権行使の効力発生時期

行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日又は新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。

(14) 株券の交付方法

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。

(15) 剰余金の配当

剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式(当社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に取扱うものとする。

(16) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲

げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権で、本号①から⑦までの内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかかる本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を本項第(10)号に準じた調整を行ったうえ、本項第(4)号に準じて決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、本項第(10)号の調整に準じた調整を行う。

④ 承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、本項第(8)号に定める価額と同額とする。

⑤ 承継新株予約権の行使期間

本項第(5)号に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本項第(5)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ 承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

本項第(6)号及び第(7)号に準じて決定する。

⑦ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本項第(9)号に準じて決定する。

15. 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする理由及び行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、又、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととした。又、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は本社債の満期日の償還価額と同額とし、当初の転換価額は平成 20 年 3 月 24 日(月)から平成 20 年 3 月 28 日(金)までの株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値平均値 38,250 円に 0.94 を乗じた額(千円未満切捨て)とした。

## 16. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。

## 17. 本社債の地位

本社債は、本新株予約権付社債の社債要項に従って強制執行可能な当社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の一般債務であり、本社債相互の間において、成立の日の前後その他の理由により優先又は劣後することなく、同順位である。

## 18. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各号のうち、第(5)号乃至第(7)号の場合は当然に、それ以外の場合は本新株予約権付社債のいずれかの社債権者からの当社に対する書面による請求により、本社債について期限の利益を失う（以後本新株予約権を行使することはできない。）。

(1) 当社が第13項の規定に違背したとき。

(2) 当社が、前号に定める規定以外の本新株予約権付社債の要項に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。

(3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が2億円を超えない場合は、この限りではない。

(5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(6) 当社が、破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(7) 当社の株主総会が解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

## 19. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとし、かつ、電子公告を行った旨を速やかに社債権者に対し通知する。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告の方法によることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙にこれを掲載し、かつ、掲載した旨を速やかに社債権者に対し通知する。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

## 20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社ガーラ 総務統括部

21. 行使請求受付場所

株式会社ガーラ 総務統括部

22. 割当先の概要

氏名又は名称		Jikhan Jung	
割当新株予約権付社債（額面）		金 24,290,000 円	
出資の目的たる財産の内容		GALA-NET, INC. 普通株式（1 株あたり価額 0.16 米国ドル） 1,518,000 株、24,290,000 円	
当社との 関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係等		該当事項はありません
	設備の賃貸借関係		該当事項はありません
	役員の兼務関係		GALA-NET, INC.（当社連結子会社）の CEO であります

氏名又は名称		Kwang Yeol Kim	
割当新株予約権付社債（額面）		金 19,215,000 円	
出資の目的たる財産の内容		GALA-NET, INC. 普通株式（1 株あたり価額 0.16 米国ドル） 1,200,000 株、19,215,000 円	
当社との 関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係等		該当事項はありません
	設備の賃貸借関係		該当事項はありません
	役員の兼務関係		AEONSOFT, INC.（当社完全子会社）の CEO であります

氏名又は名称		In Whan Nam	
割当新株予約権付社債（額面）		金 1,295,000 円	
出資の目的たる財産の内容		GALA-NET, INC. 普通株式（1 株あたり価額 0.16 米国ドル） 80,000 株、1,295,000 円	
当社との 関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係等		該当事項はありません
	設備の賃貸借関係		該当事項はありません
	役員の兼務関係		AEONSOFT, INC.（当社完全子会社）の COO であります

氏名又は名称		Dong Jae Lee	
割当新株予約権付社債（額面）		金 945,000 円	

出資の目的たる財産の内容		GALA-NET, INC. 普通株式 (1株あたり価額 0.16 米国ドル) 60,000株、945,000 円
当社との関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数 該当事項はありません
	取引関係等	該当事項はありません
	設備の賃貸借関係	該当事項はありません
	役員の兼務関係	該当事項はありません

氏名又は名称		Sung Soo Chung
割当新株予約権付社債（額面）		金 630,000 円
出資の目的たる財産の内容		GALA-NET, INC. 普通株式 (1株あたり価額米国 0.16 円) 40,000株、630,000 円
当社との関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数 該当事項はありません
	取引関係等	該当事項はありません
	設備の賃貸借関係	該当事項はありません
	役員の兼務関係	該当事項はありません

氏名又は名称		Seung-Hyun Park
割当新株予約権付社債（額面）		金 24,395,000 円
出資の目的たる財産の内容		GALA-NET, INC. 普通株式 (1株あたり価額 0.16 米国ドル) 1,200,000株、19,215,000 円 NFLAVOR CORP. 普通株式 (1株あたり価額 5,228 韓国ウォン) 9,900株、5,180,000 円
当社との関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数 該当事項はありません
	取引関係等	該当事項はありません
	設備の賃貸借関係	該当事項はありません
	役員の兼務関係	NFLAVOR CORP. (当社連結子会社) の CEO であります

氏名又は名称		Ki-Hyun Kang
割当新株予約権付社債（額面）		金 3,185,000 円
出資の目的たる財産の内容		GALA-NET, INC. 普通株式 (1株あたり価額 0.16 米国ドル) 200,000株、3,185,000 円

当社との関係	出資関係	現物出資予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係等		該当事項はありません
	設備の賃貸借関係		該当事項はありません
	役員の兼務関係		該当事項はありません

### 23. 割当先を選定した理由

当社グループの展開するオンラインゲーム事業戦略において、運営力及び開発力を強化オンラインゲーム事業のグローバル展開に向けたグループ強化のため、対象子会社の株主を割当先として現物出資による転換社債型新株予約権付社債を行うことといたしました。

## III. 連結子会社の株式持分の異動

### 1. 対象連結子会社

- ① GALA-NET, INC.
- ② NFLAVOR CORP.

### 2. 取得株式数、取得前後の所有株式の状況

#### (1) 異動前の所有株式数

- ① GALA-NET, INC. : 69,195,122 株 (所有割合 54.83%)
- ② NFLAVOR CORP. : 150,000 株 (所有割合 60.61%)

#### (2) 取得株式数

- ① GALA-NET, INC. : 59,300,000 株
- ② NFLAVOR CORP. : 49,500 株

#### (3) 異動後の所有株式数

- ① GALA-NET, INC. : 128,495,122 株 (所有割合 100.00%)
- ② NFLAVOR CORP. : 199,500 株 (所有割合 80.61%)

### 3. 異動年月日

平成 20 年 4 月 30 日 (予定)

### 4. 今後の見通し

当社及び当社グループは、オンラインゲーム事業における、新規オンラインゲームのサービス開始や、海外での新規地域での事業展開における業績予想が極めて困難であることから、業績予想の公表を差し控えさせていただいております。

### 5. 対象会社の概要

#### 【GALA-NET, INC. の概要】

(平成 20 年 3 月 30 日現在)

- (1) 商号 GALA-NET, INC. (ガーラネット)
- (2) 代表者 CEO Jikhan Jung (ジョン・ジーカン)
- (3) 所在地 米国カリフォルニア州サニーベール市
- (4) 設立年月日 平成 16 年 5 月 19 日
- (5) 主な事業の内容 オンラインゲームの提供
- (6) 決算期 毎年 3 月 31 日
- (7) 従業員数 47 名
- (8) 資本金 164 万米ドル
- (9) 発行済株式総数 128,495,122 株
- (10) ホームページ <http://www.gala-net.com/>
- (11) 最近 2 年間の業績

(単位：千米ドル)

決算期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
売上高	311	4,460
営業利益	△412	40

【NFLAVOR CORP. の概要】 (平成 20 年 3 月 30 日現在)

- (1) 商 号 NFLAVOR CORP. (エヌフレイバー)
- (2) 代 表 者 CEO Seung Hyun Park (パク・スンヒョン)
- (3) 所 在 地 韓国ソウル市
- (4) 設 立 年 月 日 平成 15 年 12 月 13 日
- (5) 主 な 事 業 の 内 容 オンラインゲームの開発
- (6) 決 算 期 毎年 3 月 31 日
- (7) 従 業 員 数 102 名
- (8) 資 本 金 12 億 3,750 万韓国ウォン
- (9) 発 行 済 株 式 総 数 247,500 株
- (10) ホ ー ム ペ ー ジ <http://www.nflavor.com/>

(11) 最近 2 年間の業績 (単位：千韓国ウォン)

決算期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
売上高	1,631,645	504,000
営業利益	△194,497	△784,034

以 上